

各保険薬局 開設者 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

厚生労働省 令和7年度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇
に対する支援事業」について

薬事行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省令和7年度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」について、令和8年1月26日付けで厚生労働省から実施要綱（下記県HPに掲載）の通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- ・当県では、令和8年4月以降に申請受付を開始する予定です。具体的なスケジュールや申請様式等については、改めてお知らせいたします。
- ・今後、本事業に関するお知らせは次の県HPに掲載していきます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/479252.html>



<留意事項>

○診療所等賃上げ支援事業

- ・厚生労働省の実施要綱のとおり、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料（※）を届け出ることを誓約することが要件となります。
※現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更がある可能性があります。当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省医薬局総務課と協議のうえ、決定される予定です。
- ・また、令和7年12月から令和8年5月までの間に実施した対象職員（薬局の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含み、薬局の開設者・管理者を除く））のベースアップに要した経費が支援対象となりますので、当該期間中の賃上げが必要となります（賃金表や給与規程等の変更時間に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することでも可。ただし、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを令和8年6月1日以降も実施いただく必要があること。詳細については、厚生労働省HP掲載の実施要綱をご参照ください。).
- ・令和8年4月以降に令和7年12月から令和8年3月までのベースアップ相当額を一時金として支給いただいた場合は、支援対象外となる見込みですので、ご留意願います。

○診療所等物価支援事業

- ・「診療所等賃上げ支援事業」と併せて実施予定ですが、ベースアップ評価料を届け出ることを誓約されない場合等においては、「診療所等物価支援事業」のみの申請も可能です。

(参考)

- (1) 厚生労働省「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」
厚生労働省HP掲載ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html



- (2) 令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出について
ベースアップ評価料の届出については診療報酬上の取り扱いのため、東海北陸厚生局にお問合せください。(当課では問い合わせをお受けできませんので、ご承知おきください。)

所 属	岐阜県健康福祉部 薬務水道課薬事献血係		
係 長	青 木	担 当	今 井
連絡先	TEL 058-272-1111 (内線3433) FAX 058-271-5731 メール c11224@pref.gifu.lg.jp		